

産業建設委員会会議録

日時 令和3年11月2日（火曜日）

午前10時開会 午前10時15分閉会

場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議，説明事項

（1）令和3年度土浦市一般会計補正予算（第9回）（案）について

（2）専決処分の報告について

4 閉会

出席委員（8名）

委員長 平石勝司

副委員長 柏村忠志

委員 内田卓男

委員 寺内充

委員 矢口清

委員 柳澤明

委員 小坂博

委員 勝田達也

説明のため出席した者（4名）

副市長 栗原 正夫 産業経済部長 佐藤 亨

商工観光課長 羽成 信明 農林水産課長 黒須 清一

傍聴者 0名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。それでは，協議に入ります。臨時会上程議案等①令和3年度土浦市一般会計補正予算（第

9回) (案) について執行部から説明願います。

○羽成商工観光課長 令和3年度土浦市一般会計補正予算(第9回)案について、御説明いたします。土浦市事業者支援一時金支給事業の拡充(案)です。本事業は、緊急事態宣言の影響緩和を図り、厳しい経営状況にある事業者の事業継続支援を目的として、茨城県と協調した一時金の支給を行っているものでして、5月の臨時会において5,500万円を補正させていただいたところです。この一時金の支給につきましては、営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある惣菜などの食品加工、製造、酒類の卸、流通関連、清掃などのサービス事業者あるいは外出自粛要請によって直接的な影響を受けたホテル、旅館などの宿泊事業者や旅行者、交通事業者、文化、娯楽を始め、スポーツ関連など、緊急事態宣言の影響を受け売上が大きく減少した様々な業種を対象としており、本市では、茨城県における支給額1事業者当たり一律20万円の2分の1の10万円を上乗せ支給しているものです。これまで、緊急事態宣言の出た1,2月分、4月から6月分と2回にわたり一時金を支給してきたところで、支給実績としては、1,2月分が157件、4から6月分が221件と計378件分3,780万円を支出しています。業種は、約半数を生活関連のサービス業や宿泊、娯楽業などで占めている状況です。茨城県では、先般、8月、9月の緊急事態に係る補正予算が議決され、先週の金曜日から受付申請が開始されたところですが、これまで一律20万円としていた一時金を、影響の長期化に鑑み、年間売上高に応じた算出方法に改めました。まず、一般枠として3,000万円未満から5億円以上までの売上区分を設け、支給額も20万円から500万円まで幅を持たせることで、事業規模に対応できる支援とし、アルコール提供の制限による影響を考慮し、酒類枠という特別枠を設け、特にダメージの大きい売上高の少ない酒類販売業者への支援を図れるようにしたところです。酒類枠は、法人と個人の区分に分かれており、法人では、1月当たり20万円から60万円、個人では10万円から30万円と影響が大きければ大きいほど支給額が増えるように売上減少割合に応じた額が最大2か月分支給できる内容となっています。例えば、個人で3,000万円未満の売上高の酒類販売業者の場合、一般枠だと最低額の20万円1回限りの支給となり、本市の上乗せは、2分の1の10万円の合計で30万円となりますが、酒類枠ですと、減少率が大きい最大の場合では、最高額30万円を2月分60万円の支給を受けることができることとなり、市の上乗せは、その半分の30万円で合計9

0万円を受け取れることとなります。この茨城県の事業拡充を受け、本市においても売上高に応じた一時金の支給など同様の事業拡充を行い、一般枠、酒類枠それぞれ、県の一時金の2分の1の額を上乗せ支給し、力強く事業者継続支援を図ってまいります。事業費は、支出見込み額につきましては、これまでの申請内容を参考に算出しています。このたび、一般枠、酒類枠それぞれの支出見込み額の合計4,470万円から現在の予算残額1,720万円を差し引いた不足額2,750万円の増額補正をお願いするものです。なお、このうち2,000万円につきましては、地方創生臨時交付金（事業者支援分）の留保分を財源とさせていただくものです。説明は、以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 つづいて、②専決処分の報告について、執行部から説明願います。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。専決処分の御報告でございます。当報告につきましては、公用車による交通事故に係る損害賠償の和解に関する専決処分の報告でございます。事故の概要でございますが、本年8月3日に茨城県土浦合同庁舎の駐車場内通路において、農林水産課職員が運転する公用車が、相手方車両と接触し、車両の一部を破損したものでございます。和解概要につきましては、相手方車両の修理費用、6万1,800円の支払いとなっております。これにより、相手方への対物賠償については、和解済みとなります。報告は、以上でございます。今後は、今まで以上に運転には細心の注意を払い、交通規則を遵守の上、安全運転を心がけますので、よろしくお願ひします。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 つづいて、その他について、執行部から何かありますか。

○佐藤産業経済部長 特にございません。

○平石委員長 お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。